

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

〈地域の人口構造〉

鱒ヶ沢町は古くから漁業、農業を中心に栄えてきた町であり、町村合併時（昭和30年）の23,026人（国勢調査）から、一貫して減少基調を辿り、昭和50年には18,086人、平成27年には10,102人にまで減少し、少子高齢化が顕著となっている。この大きな要因としては、町内及び近隣市町村に就労の場が少ないなどにより町外流出者が増加、必然的に子どもを産み育てる若い世代が少ないことで出生数も低位にあり、更には高齢化が進展している状況から、今後、人口は減少傾向で推移すると見込んでいる。

〈産業構造〉

長年にわたり当町の基幹産業として地域経済を牽引していた農業、漁業等の一次産業は、国全体の長引く不況と少子高齢化による製品の販売不振や就業人口の減少、従事者の高齢化の進行等により一層厳しい状況下にあり、産業別就業人口において、平成17年における総数5,786人から平成27年には総数4,672人に減少した。

第二次産業においては、地方における建設業の割合が全体の6割を占めるものの、公共事業の削減や労働条件等の要因から就業者がここ10年で300人が減少した。

また、第三次産業において大きな割合を占める卸売、小売業、飲食店、宿泊業については、平成17年度の就業者が1,149人から平成27年度には998人にまで減少した。また、国道101号線に隣接する大型食品・総合スーパーやドラッグストア等の出店により、個人商店が多く並ぶ鱒ヶ沢駅前を中心とした地域においては、廃業となった空き店舗が増加している。更には、道路交通網の整備が進み近隣市町村への移動時間が大幅に短縮されたことで、町外への大型ショッピングセンターエリアへ町民所得が流出する悪循環、そして同じく不況下における観光客等交流人口の伸び悩みや購買意欲の減退などにより、商業・サービス業分野においても活力が低下し、町経済全体が下降線を辿るように縮小傾向にあるといえます。

〈中小企業者の実態等〉

現在、域内の中小企業数は減少傾向にあり、さらに人手不足、後継者不足等の課題にも直面している。現状を放置すると長い歴史を経て形成された町内の産業基盤が失われかねない状況である。

このような中、独自の取り組みとして町内事業者に対して事業活動応援資金保証料補助事業等を講じてきたが、引き続き町内中小企業の生産性の抜本的な向上によ

り、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内において設備投資が活発な自治体の1つとなり、更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に5件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当町の中小企業は、農林水産業、建設業、卸売・小売業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が町内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

鱒ヶ沢町の産業は、駅周辺、市街地エリア、臨海エリア、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

鱒ヶ沢町の産業は、農林水産業、建設業、卸売・小売業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が、当町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上向上することに資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない、設備導入に伴う人員増が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮する。
- ②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、計画認定の対象としない等、健全な地域社会の発展に配慮する。
- ③町税を滞納している者については、計画認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。